

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
発注者の「働き方改革」推進について
提案理由
<p>働き方改革関連法による労働基準法の改正により、建設産業界はこれまでの受注工事対応に大きな変換を迫られることになりました。</p> <p>建設業は令和6年3月までの猶予が与えられていますが、時間外労働の上限規制が導入され、その他にも年次有給休暇の確実な取得などが義務付けられています。</p> <p>一方で生コンなど製品を扱う業界は、既に規制の対象となっており、建設業に関連する企業の足並みが揃わない中で、如何に働き方改革を推進していくかは業界の喫緊の課題となっております。</p> <p>「働き方改革」は、書類の簡素化、生産性の向上などの取り組みが急がれるところですが、書類について言えば、発注者、受注者が作成すべき書類について明確にし、評定との関係性が平等に取り扱われるよう整理(別添資料参照)していただきますようお願いいたします。その上で、発注者側の業務をしっかりと見直していただき、まずは発注者側の「働き方改革」を推進していただくことが重要と考えますが如何でしょうか。</p> <p>(回答)【技術管理課:工事品質管理S】</p> <p>建設業の働き方改革を推進するためには、受注者のみならず、発注者の取り組みも重要、不可欠と考えています。</p> <p>工事関係書類については、昨年度、「設計・契約変更の手引き」を改訂し、設計変更に係る資料の作成は発注者が行うことが基本であること、安易に資料作成を受注者に依頼しないこと、やむを得ず依頼する場合は書面により協議することなどを新たに明記し、職員に周知しているところです。</p> <p>引き続き、国の取り組み等を参考に、提出書類の簡素化や情報共有システムの試行など、業務の効率化に努めて参ります。</p>

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
漁協協議に関する書類の簡素化について
提案理由
<p>これまで標記については意見交換をしまいましたが、前回では農林再度と協議中とのことであり、その後何の回答もありません。</p> <p>工事発注のための事前協議は発注者と漁協間で完了していることになっており、受注者が漁協と更に協議する必要はなく、着工と完了時期を通知すれば、事足りると思います。</p> <p>特記仕様書の業減を改正していただきますようお願いいたします。</p> <p>また、検査監からは、漁協との協議書類の現地での提示を確認されるとも聞き及びます。</p> <p>書類作成、協議に係る時間等受注者の負担軽減対応を早急にお願いします。</p> <p>(回答)【河川課】</p> <p>昨年度からの「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」による樹木伐採や掘削に重点的且つ早急に取り組む必要があるため、事業の速やかな執行と事務負担の軽減を図るよう、別添運用(案)を定め本年2月から試行を開始しております。</p> <p>なお、これらの手続については漁業協同組合の様々な考えもあり、事務所に確認したところ、現時点ではこれを適用した事例はございませんが、引き続き、漁業協同組合とも調整しながらよりよい仕組みづくりを検討していきたいと考えておりますのでご理解をお願いします。</p>

河 第 7 0 7 号
平成31年 2月25日

隠岐支庁県土整備局長
各県土整備事務所長
各（土木）事業所（部）長
浜田河川総合開発事務所長

様

河 川 課 長

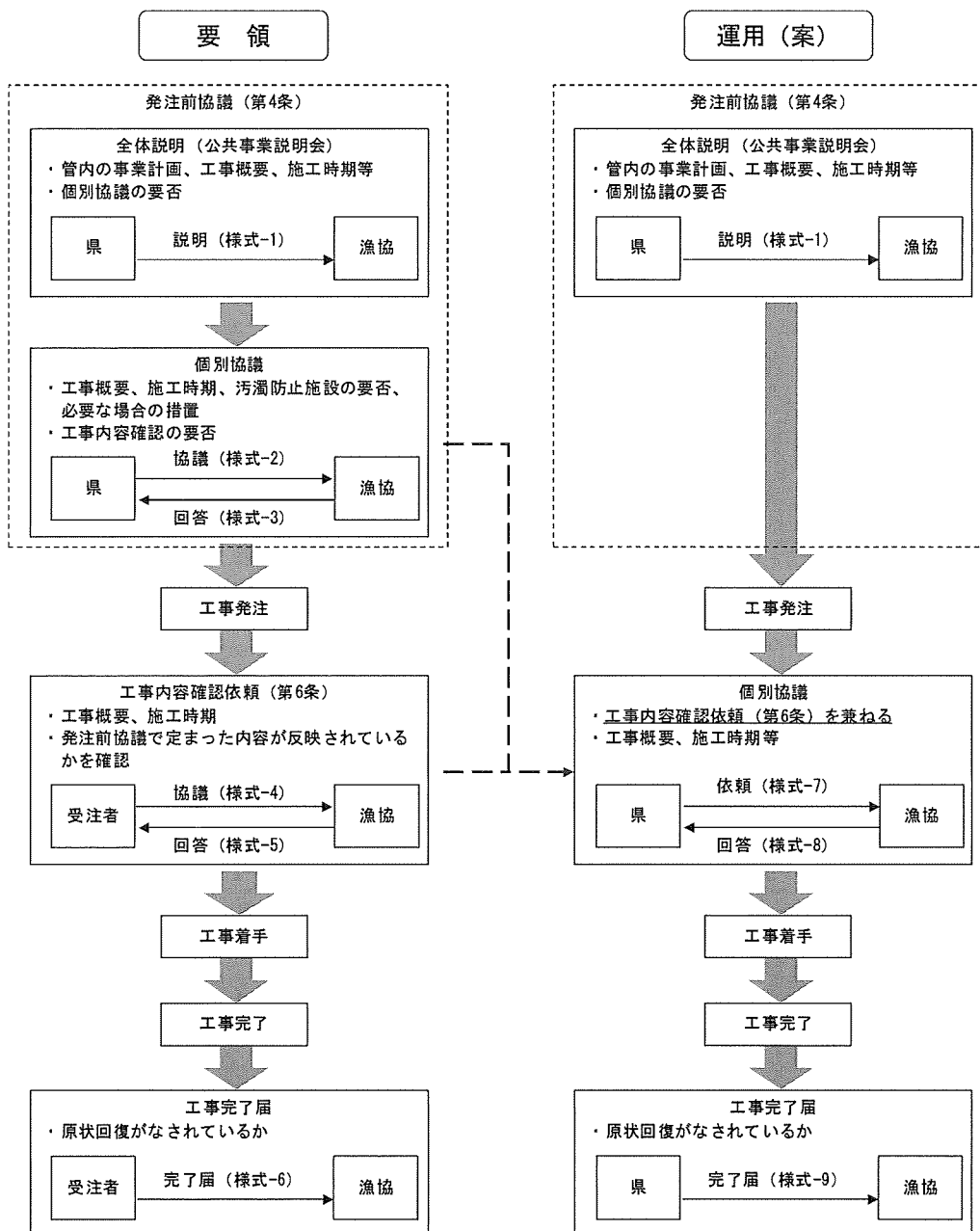
「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（河川関係）の施行に伴う
「内水面漁業と河川工事等との調整に関する取扱要領」の運用について（通知）

このことについて、事業の速やかな執行と事務負担の軽減のため、「内水面漁業と河川工事等の調整に関する取扱要領」（平成23年3月31日付け河第795号）の運用について一部見直しを行い、関係漁業協同組合との協議が整った場合は別(案)による試行ができることとしますので、今後の工事発注に際しては適宜調整をお願いします。

なお、「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」（河川関係）の円滑な事業執行について、別添写しのとおり、島根県内水面漁業協同組合連合会長に協力を要請していることを申し添えます。

「内水面漁業と河川工事等との調整に関する取扱要領」の運用（案）

1. 本運用（案）は、当該漁協との協議が整った場合に適用する。
2. 要領第4条に規定する発注前協議（個別協議）と同第6条に規定する工事内容確認は、これを兼ねることができる。
 この場合、所長は、様式-7により組合長に協議するものとする。
 なお、協議が整った後、組合長は、様式-8により回答するものとする。
3. 所長は、工事が完了したときには、様式-9により工事完了届を組合長に提出するものとする。



整 第 号
平成 年 月 日

△△川漁業協同組合
代表理事組合長 ▲▲ ▲ 様

島根県〇〇県土整備事務所長

平成□□年度 △△川水系に係る内水面漁業と河川工事等との調整について（協議）

平素から、当事務所が施行する公共事業の推進にあたり、格別のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このことについて、「内水面漁業と河川工事等との調整に関する取扱要領」の運用（案）に基づき協議します。

記

1. 河川名 級河川 水系 川
2. 工事名
3. 施工場所
4. 受注者
5. 契約上の工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
6. 施工上の工期 平成 年 月 日から平成 年 月 日まで
7. 添付図書 (1) 位置図
 (2) 平面図
 (3) 工程表
 (4) 汚濁防止施設計画図
 (5) その他参考図

お問合わせ先 島根県〇〇県土整備事務所 〇〇課 主任 〇〇 〇 T e l F a x

様式－ 8

番 号
平成 年 月 日

島根県〇〇県土整備事務所長

△△川漁業協同組合
代表理事組合長 ▲▲▲ ▲

平成□□年度 △△川水系に係る内水面漁業と河川工事等との調整について（回答）

平成 年 月 日付け 整第 号で協議のありました河川工事等との調整
について、下記のとおり回答します。

記

協議のあった河川工事等の実施に同意します。

※意見があれば、その内容を付してご回答ください。

ただし、工事の実施にあたっては以下の事項に留意願います。

- ・○○○……
- ・◇◇◇……

様式－9

整 第 号
平成 年 月 日

△△川漁業協同組合
代表理事組合長 ▲▲ ▲ 様

島根県〇〇県土整備事務所長

河川工事等の完了について（通知）

平成 年 月 日付け 整第 号で協議しました下記工事について、工事が完了しましたので通知します。

記

1. 河川名 級河川 水系 川
2. 工事名
3. 施工場所
4. 受注者

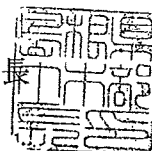
お問い合わせ先 島根県〇〇県土整備事務所 〇〇課 主任 〇〇 〇 T e l F a x



河 第 7 0 5 号
平成31年 2月25日

島根県内水面漁業協同組合連合会長 様

島根県土木部長
(河川課)



「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」(河川関係)への協力をお願い

平素から県が施行します公共事業の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、近年激甚化している災害により全国で大きな洪水被害等が頻発している状況から、国においては、特に緊急に実施すべき対策として「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」を閣議決定され、河川関係では樹木伐採や掘削に重点的且つ早急に取り組むこととされています。

これを受け、本県におきましても、今年度から平成32年度にかけて取り組んでいくこととしておりますので、円滑な事業執行に向けご理解とご協力を賜りますようお願いいたします。

なお、河川工事等の施行にあたっては、従前より「内水面漁業と河川工事等の調整に関する取扱要領」(平成23年3月31日付け河第795号)により調整を図っているところですが、事業の速やかな執行と事務負担の軽減のため一部見直しを行い、別案による試行を考えております。

詳細につきましては、各県土整備事務所等より当該漁業協同組合にご説明いたしますが、貴職におかれましてもご配慮賜りますようお願いいたします。

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
土木部の年度当初の見通し及び検討課題等の情報提供について
提案理由
<p>現在別表に示す会議を毎年行っておりますが、中国地方整備局はこの他に年2回程度、当該年度事業方針等についてご説明いただき、意見交換の場が持たれています。</p> <p>島根県におかれましても長期的な見通しはともかく、短期あるいは当該年度の見通しや検討事項など説明していただく機会を持つよう検討をお願いいたします。</p> <p>(回答)【土木総務課】 貴協会と県土木部の検討課題などの情報を共有することは有意義と認識しています。</p> <p>意見交換会の実施方法や、情報提供の内容などについて、今後、相談させていただきたい。</p>

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
適正な工期設定と実勢に合った積算及び単価設定について
提案理由
<p>契約後に大幅な設計変更が発生する場合は、多様な施工検討や地元対策、照査等が必要になるケースが多く、長時間労働が発生する原因となっています。また、当初設計で見込まれている積算内容や施工単価が現地の状況と整合しない場合は協議資料の作成なども多くの時間を費やしているのが現状です。</p> <p>実際に施工した工事において実施工程において発生した問題点の検証等を発注者、受注者、設計者とで共通認識し、同様な問題が発生しない対策を検討するような取り組みをお願いいたします。</p>
<p>（回答）【技術管理課：工事品質管理 S】</p> <p>問題発生の原因の一つに、設計成果の不備などがあることから、設計業務を受託者任せにせず、各段階での照査において発注者による設計条件や現場条件等の確認を強化するなど、設計成果の品質確保の取り組みを始めたところです。</p> <p>工事発注後においては、設計意図や施工上の留意点など共有する目的で、設計者、施工者及び発注者による三者会議の開催を進めております。</p> <p>また、設計変更が生じた場合には、「設計・契約変更の手引き」に基づき、適切に対応してまいります。</p> <p>ご提案の「問題点検証」については、現在、実施している「働き方改革(週休 2 日工事)実現に向けたアンケート」の結果を参考に対策を検討します。</p> <p>このアンケートには設計図書と現場条件の乖離など工事現場での問題点を回答する項目がありますので、ご協力をお願いします。</p>
<p>【参考】</p> <p>「働き方改革(週休 2 日工事)実現に向けたアンケート」</p> <p>建設工事の生産性向上のため発注業務の改善方法を検討することを目的に、県発注工事を対象に実施</p> <p>アドレス https://s-kantan.jp/pref-shimane-u/offer/offerList_initDisplay.action</p> <p>「手続き名」欄に「働き方改革」で検索</p>

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
<p>中山間地域における土工事の省力化・効率化について</p>
提案理由
<p>ここ近年、熟練技術者の不足を補うための土工事における ICT 普及が積極的に行われていますが、現実的に中山間地域では、ICT 施工を取り入れる規模の工事が無いのが実状です。そこで、建設業への若手就職者が少ない中、中山間地域において、省力化・効率化に繋がる工法の採用が必要ではないかと考えます。</p> <p>例えば、急峻な地形で掘削幅の少ない土工事において、通常では【人力併用片切掘削】が採用され、さらに幅の少ない場所では【標準適用の小規模土工】で設計積算が行われているのが現状であり、人力掘削・人力法面整形箇所の施工に莫大な時間と労力を要しています。</p> <p>数年前より、施工承諾にて NETIS 登録工法の【セーフティクライマー工法】及び【SSD 工法】を採用している現場も見受けられます。是非ともこのような労務の省力化・効率化となる工法を設計採用していただき、近々の人手不足に対応していただきますようお願いいたします。</p> <p>（回答）【技管課:土木設計基準G】</p> <p>ご指摘の通り、建設現場の生産性向上は重要な課題であり、県においても ICT 活用の取り組みを進めています。今年10月には5000m³未満の ICT 土工の積算基準を改定するなど、比較的小規模な工事にも普及拡大を図っているところです。</p> <p>ご提案のあった無人化機械の設計採用については、現状では経済性が課題であり、災害発生現場など人力施工が困難な箇所を除き、施工承諾での対応となります。一方で、生産性向上にも寄与する技術であるため、要望の趣旨について中国地方整備局に申し入れしていきます。</p> <p>なお、機械施工が困難な場合は【標準適用の小規模土工】ではなく【現場制約あり】の歩掛で積算すべきであり、職員に対して指導を徹底します。</p> <p>＜参考＞</p> <p>NETIS 登録工法【セーフティクライマー工法】・【SSD 工法】については、掘削機が自走では登坂できない高所・急斜面において、ワイヤーとウインチを用いた登坂システムにより掘削機を上げ、土工事を行う工法。</p>

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望														
総合評価方式における配置予定技術者の評価について														
提案理由														
<p>総合評価方式における配置予定技術者の評価 総合評価方式における配置予定技術者の評価について、下表のように土木工事と建築工事では現場代理人の評価が異なります。</p> <p>担い手確保、若手技術者の配置を促す観点から建築工事においても現場代理人としての施工経験を評価していただきますようお願いいたします。</p> <p>【配置予定技術者の評価】</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 35%; text-align: center;">一般土木工事*1</th> <th style="width: 35%; text-align: center;">一般建築工事*2</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">評価基準</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">評価項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>標準型、施工体制 確認型、特別簡易 型(1億円以上)適 用</td> <td>〇〇年度から入札公告日 前日までの主任(監理)技 術者または現場代理人 としての施工経験の有 無</td> <td>〇〇年度から入札公告日 前日までの主任(監理)技 術者としての施工経験 の有無</td> </tr> <tr> <td>特別簡易型(1億 円未満)適用</td> <td>〇〇年度から入札公告日 前日までの主任(監理)技 術者、現場代理人また は担当技術者としての 施工経験の有無</td> <td>〇〇年度から入札公告日 前日までの主任(監理)技 術者または担当技術者 としての施工経験の有 無</td> </tr> </tbody> </table> <p>*1 島根県建設工事 総合評価方式 運用手引き(令和元年6月版)を参照 *2 公告されている案件を参照</p> <p>(回答)【総務部営繕課】 現場代理人は、請負契約の的確な履行を確保するため、工事現場の取締まりのほ か、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現 場に置かれる請負者の代理人です。</p> <p>一方、工事の品質の確保については、主任技術者(監理技術者・担当技術者)の 職務となります。</p> <p>それぞれの者の役割を考慮すると、工種が多い建築工事では、配置予定技術者の 評価において、現場代理人の過去の同種工事の施工経験の有無を対象とすること は、考えていません。</p>				一般土木工事*1	一般建築工事*2	評価基準	評価項目		標準型、施工体制 確認型、特別簡易 型(1億円以上)適 用	〇〇年度から入札公告日 前日までの主任(監理)技 術者または現場代理人 としての施工経験の有 無	〇〇年度から入札公告日 前日までの主任(監理)技 術者としての施工経験 の有無	特別簡易型(1億 円未満)適用	〇〇年度から入札公告日 前日までの主任(監理)技 術者、現場代理人また は担当技術者としての 施工経験の有無	〇〇年度から入札公告日 前日までの主任(監理)技 術者または担当技術者 としての施工経験の有 無
	一般土木工事*1	一般建築工事*2												
評価基準	評価項目													
標準型、施工体制 確認型、特別簡易 型(1億円以上)適 用	〇〇年度から入札公告日 前日までの主任(監理)技 術者または現場代理人 としての施工経験の有 無	〇〇年度から入札公告日 前日までの主任(監理)技 術者としての施工経験 の有無												
特別簡易型(1億 円未満)適用	〇〇年度から入札公告日 前日までの主任(監理)技 術者、現場代理人また は担当技術者としての 施工経験の有無	〇〇年度から入札公告日 前日までの主任(監理)技 術者または担当技術者 としての施工経験の有 無												

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
維持管理業務について
提案理由
<p>維持管理業務の継続性、或いは発注業務の効率化等の観点から、道路・河川等の業務委託については事業協同組合による共同受注方式の採用を要望したいと考えており、実施体制や事務手続き等について実現に向けた柔軟なご対応についてご配慮いただきますようお願いいたします。</p> <p>(回答)【土木総務課建設産業対策室】 事業協同組合による維持管理業務の共同受注については、各地区の実情を伺いながら導入に向け課題の整理を進めます。</p> <ul style="list-style-type: none">・入札参加資格認定(格付け、施工能力の判定等)・入札契約方式(指名競争、プロポーザル方式等)・エリア設定と競争性確保のための適正な組合数等

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
島根県建築工事における「入札時積算数量書活用方式」について
提案理由
<p>現在、『入札時積算数量書活用方式試行要領』の対象工事は建築工事の内、長寿命化推進事業予算及び県営住宅事業予算に係る工事に限る、とされています。</p> <p>また、『島根県建築工事契約数量試行要領』(躯体における鉄筋・コンクリート・鉄骨工事の契約数量化)の対象工事は、請負対象額が1億5千万円以上であり、新築・増築・改築工事である、とされています。</p> <p>昨今の島根県建築工事のメインは長寿命化工事にシフトしてきているように思いますが、中には上記の要領に該当しない工事も発注して頂いております。</p> <p>そこで、『入札時積算数量書活用方式』はお互いの疑義が解消され、また、島根県は全国で3番目に試行されたと伺っており、大変素晴らしい制度であると思えます。</p> <p>この方式を、例えば請負対象額1千万円以上の全工種に適用していただくなど、裾野を広げていただきますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>(回答)【総務部営繕課】</p> <p>入札時積算数量書活用方式については、平成29年6月20日から『長寿命化推進事業に係る工事』を、さらに、平成30年6月11日からは『県営住宅事業に係る工事』を対象として試行しています。</p> <p>このたび、『中央病院事業に係る工事』についても適用することとし、令和元年9月1日から施行します。</p> <p>今後、これらの施行状況を検証のうえ、入札時積算数量書活用方式の適用対象工事の拡大について検討していきます。</p>

各地区の課題・要望

仁多地区協会

各地区の課題・要望
国道・県道における除草作業に関する諸問題について
提案理由
<p>①国道、県道における除草単価及び経費の見直しについて</p> <p>夏季の除草作業については、高齢化、作業員不足が進み、体力的負担が大きくなってきています。</p> <p>島根県では、熱中症対策に係る現場管理費補正が試行されているところでありますが、手引きによると、気温は真夏日(30度以上)が補正值算出式の1つの基準となり、気温の計測方法については、「施工現場から最寄りの気象庁の地上気象観測所の気温を用いることを標準とする。ただし、これによりがたい場合は、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法により得られた計測結果を用いることも可とする。」とあります。</p> <p>道路上の除草作業においては、施工現場を代表する1地点で気象庁の気温計測方法に準拠した方法で観測するには、周辺の構造物やアスファルトからの照り返し等の影響を受けない箇所の選定となってしまう、実際と大きく乖離することとなります。</p> <p>つきましては、実際の作業環境に合った気温の計測方法並びに熱中症に大きく関係する WBGT(暑さ指数)を用いるなど検討していただきたい。</p> <p>(回答)【技術管理課:土木設計基準G】</p> <p>県においては、現場管理費の補正にあたり最寄りの気象庁の観測所、あるいは施工現場を代表する地点の「気温」を指標としています。WBGT は指標のわかりにくさやデータの入手・加工に手間が掛かることから採用していません。</p> <p>現場管理費の補正は国の試行に準拠しており、県独自で補正の基準となる気温の計測方法を変更することは困難です。</p> <p>ご指摘のような、道路上の作業など、作業環境がより過酷な現場の実態を踏まえた補正となるように、中国地方整備局に申し入れしていきます。</p> <p><参考></p> <p>WBGT(暑さ指数)とは、気温、湿度、輻射熱の3つを取り入れた温度の指標。熱中症の危険度を判断する数値として、環境省が平成 18 年から情報提供。乾球温度計、湿球温度計、黒球温度計を使って計算される。</p>

②除草範囲の軽減

現在の国道・県道の除草作業業務委託について、深刻化する高齢化、作業員不足等の問題に対応した除草作業の負担軽減策として、防草コンクリートや防草シートの施工への切替等を検討していただきますようお願いいたします。

（回答）【道路維持課】

除草業務は、7月から盆前の作業となり、暑さが厳しい時期と重なるため、熱中症や作業中の事故等も発生しており、負担が大きい業務であることは承知しています。

さらに今後は、建設業従事者の高齢化や退職等による減少、また現在「ハートフルしまね」登録団体のボランティア活動で対応している区間も、登録団体の撤退等も懸念され、ますます負担が大きくなることが想定されます。

ご提案にありました防草コンクリートの施工につきましては、平成12年度より、道路改良等により新設・拡幅する場合に、改良工事の中で実施しているところです。

今後、改良工区以外で防草対策を実施するためには、用地買収が必要となることが予測されます。

また、道路改良を望んでいる地域においては、現道の防草対策の施工について、地元理解を得ることが困難になる懸念も生じます。

さらに工事の実施は維持修繕工事となりますが、修繕箇所を多数抱えており、予算にも余裕がない状況下では、除草作業を行いながら並行して防草対策に切り替えるにも、相当な期間を要すると考えられます。

除草作業の負担軽減策としてご提案の趣旨は十分に理解できるものの、現時点においては、実際の施工には課題が多いと考えています。

《参考》

H29年度(実績) 除草費:5.4億円 面積:2,536千㎡

H30年度(見込) 除草費:5.6億円 面積:2,530千㎡

H30年度「ハートフルしまね」の補助金額計と延べ除草面積

補助額:0.26億円 延べ面積:1,144千㎡

H30年度除草業務での事故件数 7件(熱中症:4件、けが:1件、公衆災害:2件)

除草対策概算比較(延長:1km、対策幅:1mの場合)

対策工種	直接工事費 (千円)	耐久年数	対除草作業費
防草コンクリート	3,867	50年程度	42
防草シート (NETIS 登録技術)	1,254	10年程度	14
除草作業	92	—	1

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
伐採木の集積・積込みに係る経費について
提案理由
<p>道路工事等を受注した際に伐採作業が付随する場合がありますが、伐採木の集積・積込みに係る経費は、現在「率」により計上されています。</p> <p>しかしながら、現場の形状や広さによっては共通仮設費の金額に及び過大な負担になる事もあります。</p> <p>この集積・積込みにかかる経費を積み上げにさせていただきますようお願いいたします。</p> <p>(回答)【技術管理課:土木設計基準G】</p> <p>島根県の土木工事における積算基準は、国土交通省の積算基準に準拠しており、準備費として積み上げる項目については、平成30年度に中国地方整備局での取扱いを確認の上、基準改定を行っています。</p> <p>本要望については、土木施工管理技士会連合会(8/1開催)で中国地方整備局にも伝わっており、対応が検討されているところです。</p>

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
女性職員が働く場合の快適トイレの経費について
提案理由
<p>国土交通省では、快適トイレを男性・女性用でそれぞれ1基ずつ上限2基(1工事)の費用を45,000円/基・月を見てください。女性職員が働く場合、現場事務所と現場とで2基は欲しいと要望されています。</p> <p>女性が快適に働ける環境として、女性職員が働く現場には男性用1基の他に女性用トイレを2基の経費を見てくださいよう願います。</p> <p>(回答)【技術管理課:土木設計基準G】</p> <p>快適トイレの整備費用については、現行の積算基準では、受発注者協議により現場環境改善費として計上が可能となっています(上限有:工事費の約1.5%)。</p> <p>県においても、建設現場で働く女性が増える中、快適トイレの普及をより進めるため、快適トイレの仕様や当該費用の別枠計上について、国等の取り組みを参考に検討を進めます。</p> <p><参考></p> <p>快適トイレ:男女ともに快適に使用できる仮設トイレの総称とし、以下の仕様を満たすトイレ(下記1),2)は必須)</p> <ol style="list-style-type: none">1)標準仕様:洋式便座・水洗・臭い逆流防止・施錠・照明・荷物置場2)付属品:男女別表示、目隠し、汚物入れ、鏡付洗面台、便座シート3)推奨する仕様、付属品 室内寸法 900*900 以上・擬音装置など <p>国土交通省は平成28年10月より実施。他県においても要領等を定めて同様の取り組みが実施されている(中国5県では広島県が試行中:3億円以上)。</p> <p>原商(大手リース会社)では仮設トイレの約14%が快適トイレ(188/1308)</p>

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
工事評点についての工事種別による重要度の見直しについて
提案理由
<p>工事評点項目は現在、出来形管理、品質管理が全体の 45%程度を占める割合となっていますが、工事種別(主たる工種が河川の暫定掘削工事等)においては、共通仕様書上においても評価対象となる出来形及び品質管理項目等の要素が少なく高評価を得る事が厳しい状況であります。</p> <p>工事種別により評価の重要度を変更、又は評価対象外等の措置は講じて頂けないでしょうか。</p> <p>(回答)【技術管理課:工事品質管理S】</p> <p>工事成績評定は、国の基準に準拠していることや標準化の流れがある中で、島根県だけ工事種別による評点の重要度を変更することは困難です。</p> <p>なお、評価対象外等の措置については、河道に堆積した土砂の掘削処分のみ工事等は評価の対象外となることもありますので、受注時に監督職員に確認願います。</p>

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
止水目的の地盤改良工について
提案理由
<p>河川護岸工事における地盤改良工(バックホウ混合、改良厚 H=2~3m)による止水は不確実な部分が多いので、確実に止水できる締切矢板等で設計するようお願いいたします。</p> <p>設計通りに施工しても、止水出来ない場合があります、設計変更により結果的に工事費が増しました。</p> <p>例:地盤改良工(バックホウ混合)400万円⇒地盤改良工+切矢板工= 800万円</p> <p>経費的には変更処理をしていただきましたが、協議や設計変更に時間を要し、工期にも大きく影響をきたします。</p> <p>又、以前はスラリー改良だったものが、近年はバックホウ改良に変更になり、改良精度が下がり止水効果が確保できないので、併せて検討をお願いいたします。</p>
<p>(回答)【河川課】</p> <p>本件は個別の案件であり、担当事務所に確認したところ、以下の回答を得ております。</p> <p>床掘基面が平水位よりも下にあり、また土質が軟弱で構造物の支持地盤として期待できない場合には、床掘並びに残土運搬・整地の際の施工性、止水性及び地盤支持力の確保を目的とし、これまでの経験等を踏まえた地盤改良工を計画しています。</p> <p>また、地盤改良工については、施工深さに対して標準的な工法であるバックホウ混合を選定しており、これにより現地での機材の機動性も有利になると考えています。</p> <p>なお、地盤の状況等、現場条件によってバックホウ混合では対応できない場合には、その都度追加の仮設計画を検討し、設計変更により対応してまいります。</p>

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
休日の安全巡視義務の明確化について
提案理由
<p>安全巡視について、共通仕様書に「受注者は工事期間中、安全巡視を行い工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保しなければならない」とある為、実際休日も安全巡視を行っています。</p> <p>現場の条件によっては、難しい場合もあると思いますが(その都度協議する等)働き方改革の観点から、明確な記載「休工については除く、受注時にその都度協議する等」をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>休日の安全巡視については、その必要性について受注時に協議して決定する旨、及びその判断基準についても明確に記載していただきますようお願いいたします。</p> <p>(回答)【技術管理課:工事品質管理S】</p> <p>契約書では、「仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。」となっており、休日の安全巡視についても、同様に受注者の判断によることとなります。このことについては職員に周知徹底してまいります。</p> <p><参考></p> <p>「島根県公共工事請負契約約款 第1条3項」</p> <p>仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段(以下「施工方法等」という。)については、この契約書及び設計図書に特別の定めがある場合を除き、受注者がその責任において定める。</p>

島根県建設業協会提出議題

(大田協会提出分)

各地区の課題・要望
「建設廃棄物の処理に関する特記仕様書」の解釈及び運用について
提案理由
<p>「建設廃棄物の処理に関する特記仕様書」には、建設廃棄物に関する処理方法についての手順が定められております。</p> <p>そのうち、「建設発生木材の運搬処理」に関しては、原則的に再利用が前提とされておりますが、それに拠りがたい場合の処理手順として、運搬処理計画及び運搬車両への積み込み方法が細かく規定されております。(参考)</p> <p>これら規定の趣旨は、処理すべき木材等の総量を的確に把握、管理するためのものと考えております。</p> <p>しかしながら、実際の運用は、全て「但し書」により行われており、そのため、写真撮影のための作業員を別に配置しなければならない状況が生じております。</p> <p>建設廃棄物については、定められた委託契約書を締結し、建設系廃棄物マニフェストの作成保管も義務付けられております。</p> <p>建設工事の円滑かつ速やかな進捗を図るため、但し書によることなく、本則により処理できるよう監督職員への指導をお願いします。</p> <p>(参考) 運搬処理の管理に関する項目</p> <ul style="list-style-type: none">・建設発生木材のダンプトラック搬出にあたっては、運搬車両の規格、荷台寸法毎に1台当たりの搬出量が確認できる荷姿の写真を各1枚撮影し、それに台数を乗ずるなどの手法で全体搬出量を把握するとともに、搬出状況写真と併せて管理資料へ添付すること。」・ただし、トラックスケールによる搬出量管理ができない場合は、ダンプトラック毎に荷姿の写真管理を行うものとする。 <p>(回答) 【技術管理課: 農林設計基準 G】</p> <p>県内では8割の中間処理施設においては、受入量を空³m単位としているのが現状です。</p> <p>容積による精算を行うためには、マニフェストに加えて写真管理が必要であると考えていますので、ご理解ください。</p>

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
埋め立て処分について
提案理由
<p>木根は洗浄しないと受け取らない処分場が通常となっています。(竹根は洗浄しても受け取らない処分場もあります。)</p> <p>埋め立て処分として積算計上していただくか、洗浄手間を何らかの方法で積算計上していただきますようお願いいたします。</p> <p>(回答)【技術管理課:農林設計基準 G】</p> <p>ほとんどの中間処理施設においては、受入条件が「土等をできるだけ除去した状態で搬入する」とされており、確認のため県内の各施設に聞き取りしたところ「洗浄まで求めない」とのことでしたので、できるだけ土等を除去した上で搬出願います。</p> <p><参考></p> <p>竹根については、中間処理施設によって受入の可否及び受入条件等が大きく異なるため、個別に検討する必要があると考えます。</p>

島根県建設業協会提出議題

各地区の課題・要望
情報共有システムについて
提案理由
<p>県当局におかれては、働き方改革、また担い手確保育成の一環として、様々な施策に取り組まれ、その中でも県営繕工事につきましては、4月から工事監理書類の簡素化の方針を示され、説明会を開催されるなど、建築工事受注者に大変ご配慮いただき、感謝申し上げます。</p> <p>一方、土木工事においては、6月3日に「情報共有システム(ASP)」が試行実施され、工事帳票の作成・処理や整理等の業務の効率化に対する受注者負担の軽減に大いに期待を寄せているところですが、離島においては、一層その効果が顕著であると思われまます。</p> <p>今後の「情報共有システム」の推進スケジュールをお聞かせください。</p> <p>(回答)【技術管理課:長寿命化推進室】</p> <p>情報共有システムについては、本年度より試行を開始しており各県土整備事務所・事業所で5件以上の実施を予定しています。試行開始から現在までに全県下で4件の試行が実施されています。</p> <p>今後試行にて各種課題の抽出及び整理や関係機関の意向等を把握して、本格運用に向けた検討を進めます。本格運用の時期については検討結果を踏まえて判断します。</p>